

審 査 決 定 報 告 書

建設企業委員会

令和８年第３回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第９５号ほか３件の審査の経過及び結果について、水戸市議会会議規則第１０１条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、９月１７、１８日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

１ 議案第９５号 都市計画道路３・３・２号中大野中河内線（松が丘工区） 斜路階段製作・架設工事請負契約の締結について

本案については、契約相手方の決定に係る経緯について、入札の競争性の担保について、斜路階段の形状について、反対車線側に整備済みの斜路階段との仕様の差異について、周辺住宅のプライバシー保護に係る対策について、バリアフリーの視点からの配慮について、当該路線における自転車通行帯の整備の有無について、工事期間中の安全対策について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「市が発注する工事については、市内企業の参入機会の確保に努められたい」、「当該路線に自転車通行帯を設置することについて検討されたい」、「近接する市道の通行者への安全対策を図られたい」、「一部完成区間の暫定的な供用も含めた早期の供用開始に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

２ 議案第１０３号 令和８年度水道事業会計補正予算（第１号）

本案は、企業債の借入利率の上限を変更するものであり、近年の金利上昇率について、企業債の借入先の選定基準について、今後の企業債の発行・借換え等の計画について、金利上昇を踏まえた中長期的な財政シミュレーションの実施について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

３ 議案第１０４号 令和８年度下水道事業会計補正予算（第１号）

本案は、昨年度実施した下水道管路の全国特別重点調査を踏まえた管路修繕工事等について補正措置を講じるとともに、企業債の借入利率の上限を変更するものであります。委員会では、修繕対象の管路について、金利上昇を踏まえた今後の経営の見通しについて、継続費補正の目的について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

このほか、議案第１００号 令和８年度駐車場事業会計補正予算（第１号）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第９５号、議案第１００号、議案第１０３号、議案第１０４号
以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和８年９月３０日

水戸市議会議長 袴塚孝雄様

建設企業委員会

委員長 後藤通子